

兵庫県公報

令和元年11月29日 金曜日 第5号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

目次

規 則	ページ
○ 卸売市場条例施行規則を廃止する等の規則（消費流通課）	1

公布された法令のあらまし

●卸売市場条例施行規則を廃止する等の規則（規則第24号）

卸売市場条例の廃止等に伴い、同条例から委任された事項等を定める規則を廃止する等、次の規則について所要の整備を行うこととした。

- 1 卸売市場条例施行規則
- 2 本人確認情報の提供、利用及び保護に関する条例施行規則

規 則

卸売市場条例施行規則を廃止する等の規則をここに公布する。

令和元年11月29日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県規則第24号

卸売市場条例施行規則を廃止する等の規則

(卸売市場条例施行規則の廃止)

第1条 卸売市場条例施行規則（昭和47年兵庫県規則第17号）は、廃止する。

(本人確認情報の提供、利用及び保護に関する条例施行規則の一部改正)

第2条 本人確認情報の提供、利用及び保護に関する条例施行規則（平成16年兵庫県規則第59号）の一部を次のように改正する。

別表第2の9の項を次のように改める。

9 削除	
------	--

別表第2の15の項を次のように改める。

15 削除	
-------	--

附 則

この規則は、令和2年6月21日から施行する。